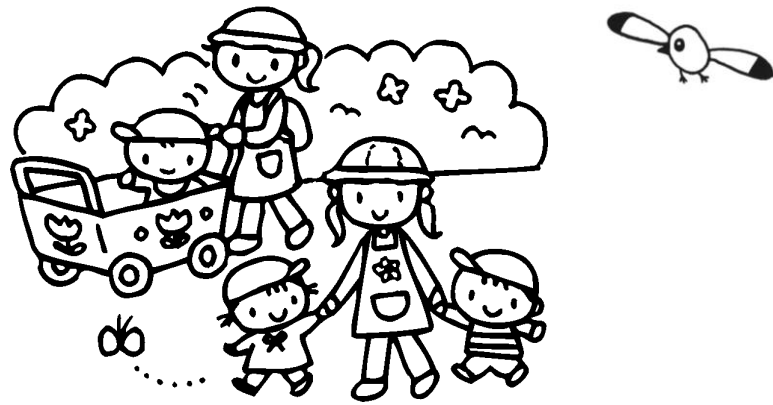


# 令和5年4月 保育所等(2号・3号) 2次募集案内

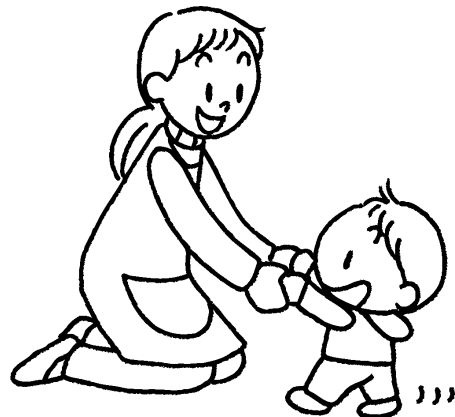
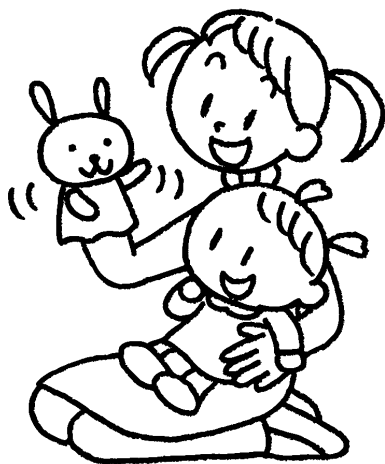


## 〈お申込み・お問い合わせ先〉

保健福祉センター名	係名・電話番号	担当する保育所等
平地区 保健福祉センター	福祉介護係 22-7457	平地区の保育所等および小島保育園・若葉台保育園
小名浜地区 保健福祉センター	福祉介護係 54-2111 (内) 5175	小名浜地区の保育所等
勿来・田人地区 保健福祉センター	福祉介護係 63-2111 (内) 5375	勿来地区・田人地区の保育所等
常磐・遠野地区 保健福祉センター	福祉介護係 43-2111 (内) 5575	常磐地区・遠野地区の保育所等 (若葉台保育園を除く)
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	福祉介護係 27-8691	内郷地区・好間地区・三和地区の保育所等 (小島保育園を除く)
四倉・久之浜大久地区 保健福祉センター	福祉係 32-2114	四倉地区・久之浜大久地区の保育所等
小川・川前地区 保健福祉センター	福祉係 83-1329	小川地区の保育所等

## 【目次】

1. 保育所等とは \_\_\_\_\_ P 1
2. 保育（2・3号）認定の要件 \_\_\_\_\_ P 1
3. 利用申込みから決定までの基本的な流れ \_\_\_\_\_ P 2
4. 利用申込みの受付期間や場所等 \_\_\_\_\_ P 2
5. 利用申込みに必要な書類 \_\_\_\_\_ P 3～4
6. 利用調整の結果等 \_\_\_\_\_ P 4
7. 保育料（利用者負担額）について \_\_\_\_\_ P 5～7
8. 給食（副食費等）について \_\_\_\_\_ P 7～8  
※ 8ページのおわりに「令和5年度 年齢等早見表」を掲載していますので、申請書に  
記入する年齢の参考としてください。
9. 令和5年度 保育所等一覧 \_\_\_\_\_ P 9～11
10. 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申請書」記入例 P 12～13



## 1. 保育所等とは

この募集案内における保育所等とは、「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業）」のことで、

また、これらの施設を利用するためには、児童ごとに、子どものための教育・保育給付認定における“保育（2・3号）認定”を受ける必要がありますが、この認定を受けることができる方（保育所等を利用できる方）は、次の要件に該当する方に限られます。（認定こども園は、保育認定の要件に該当しない場合でも3歳以上であれば1号認定として利用が可能）

## 2. 保育（2・3号）認定の要件

児童のすべての保護者が次のいずれかの事由に該当している必要があります。

保育が必要な事由	具体的な状況	認定期間
就労	就労を常態としている場合 ※1か月当たりの就労時間が48時間以上に限る	事由が継続している間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合	産前及び産後の2か月程度
疾病・障がい	病気や怪我、または心身に障がいを有する場合	事由が継続している間
介護・看護	同居等の親族を常時介護または看護している場合	
求職活動等	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	3か月程度
就学	学校教育法に定める学校等に在学している場合	事由が継続している間
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災した自宅の復旧にあたっている場合</li> <li>・育休中に育休の対象ではない児童の保育を希望する場合 ※父母のどちらかに限る</li> <li>・児童に障がいがあり統合保育を希望している場合 など</li> </ul>	

※ 認定後に、これらの事由が変更となった場合は速やかに変更申請書をご提出ください。

また、認定後に、これらの事由が消滅した場合、保育所等は原則、退所（園）になります。

なお、子ども・子育て支援法に基づき、毎年度、事由継続の有無を確認させていただきます。

【子どものための教育・保育給付認定の区分と利用可能な保育所等との関係】

児童の年齢	認定区分	認定の要件	利用できる施設		
			保育所	認定こども園	地域型保育事業
満3歳以上	1号認定	2号以外	—	○	—
	2号認定	上記の事由に該当	○	○	—
満3歳未満	3号認定		○	○	○

### 3. 利用申込みから決定までの基本的な流れ

- ① 第1希望の保育所等を所管する保健福祉センターに必要書類を提出
- ② 保育の必要性和希望する施設の順番に応じて利用調整
- ③ 利用調整結果（利用決定等）のお知らせ

### 4. 利用申込みの受付期間や場所等

#### ◎ 受付期間等

**期間** 令和5年1月16日（月） から 2月10日（金） まで

※ 土日を除く

**時間** 8：30 から 17：00 まで

#### ◎ 受付場所

第1希望の保育所等を所管する地区保健福祉センター

※ 保育所等利用の決定は先着順ではありませんので、受付時間前に庁舎前に並びなどの行為はご遠慮ください。

#### 【重要】申込みにあたっての注意事項等（必ずお読みください）

- ① 保育所等の利用開始日は4月初日からが基本となります。
- ② 希望する保育所等の見学を事前に行ってください。  
**特に、0歳児（乳児）の保育を希望する場合、お子様をお預かりできる月齢が保育所等によって異なりますので、希望する保育所等が保育可能な月齢を事前に必ずご確認ください。**  
なお、0歳児保育を実施している保育所等はP9～11の保育所等一覧によりご確認ください。
- ③ 児童への特別な支援（保育士の加配等）を希望される方は、各地区の保健福祉センターへお早めにご相談ください。
- ④ 会場には、保育所等の利用を希望する児童も一緒にお越しください。
- ⑤ **次のような場合も申込みが必要となります。**
  - ・ 令和5年4月から転園を希望する場合
  - ・ 令和4年4月利用以降の申込みで待機になっている方で、令和5年4月からの利用を希望する場合。（待機中の希望施設と同じでも改めて申込みが必要）
  - ・ 令和5年4月からの1次申込みで内定となった施設を辞退して新たに申込みする場合。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症予防のため、次の内容にご協力ください。
  - ・ 体調がすぐれない方の来場はご遠慮ください。
  - ・ 来場の際は、必ずマスクを着用してください。  
ただし、児童について、低年齢のために着用が困難な場合等は不要です。
  - ・ 会場にお入りになる際は、必ず手指の消毒をしてください。
  - ・ 会場内が混雑している場合などは、お車での待機をお願いすることがあります。
  - ・ 必要書類を記入していない状態でお持ちになる場合は、ボールペンをご持参ください。

## 5. 利用申込みに必要な書類

次の①～③の書類すべてが必要になります。

なお、申請内容に虚偽があった場合、子どものための教育・保育給付認定や保育所等の利用決定を取り消す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- ① 「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申請書」（以下、申請書）  
申請児童1名につき1枚です。

② 保育が必要な事由を証明する書類

すべての保護者の分が必要です。

また、児童2名以上の申請の場合、証明書類は1名分で結構です。

保育が必要な事由	証明書類
就労	◎ 「就労証明書（市指定様式）」 ※ お勤めの方は、勤務先が記入したものに限ります。（備考欄の通勤時間も勤務先が記入） なお、自営業の場合は自署でかまいませんが、 <u>就労証明書以外に確定申告書や営業許可証、開業届などの写しが必要</u> です。
妊娠・出産	◎ 「親子（母子）健康手帳」または「診断書」の写し ※ どちらも、出産日もしくは出産予定日が確認できるものに限ります。 また、親子（母子）健康手帳の場合は表紙の写しも提出してください。
疾病・障がい	◎ 「診断書」や「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」などの写し ※ 診断書は、通院回数や入院期間など、申請書の裏面に記入した内容が確認できるものに限ります。
介護・看護	◎ 「介護状況届出書（市指定様式）」と「（介護又は看護を受ける方の）診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者健康福祉手帳」などの写し ※ 介護状況届出書は、申請者（保護者）の方が記入してください。 また、診断書は、療養期間など、申請書の裏面に記入した内容が確認できるものに限ります。
求職活動等	◎ 「求職活動等申立書（市指定様式）」と「ハローワーク受付票」や「雇用保険受給資格者証」などの写し
就学	◎ 「在学証明書」と「学生証など」の写しのほか、「 <u>週当たりの就学時間が確認できる書類</u> 」 ※ 在学証明書は、在学期間が確認できるものに限ります。
その他	育休中である場合は上記「就労証明書」を提出してください。 また、その他は担当の保健福祉センターへお問い合わせください。

この他、世帯の状況により次の書類を提出してください。

- ひとり親世帯の方 → 児童の健康保険証の写し  
 同居者に障がい者（申請児童も含む）がいる方 → 障がい者手帳や特別児童扶養手当証書等の写し

### ③ 個人番号（マイナンバー）確認書類等

規定により、申請書に個人番号を記入された方全員の個人番号を確認する必要がありますので、次のいずれかの書類をお持ちください。（個人番号通知書は確認書類として利用できません）

- ・ 個人番号カード
- ・ 通知カード（カードに記載された氏名、住所が住民票と一致している場合のみ有効）
- ・ 個人番号が記載された住民票の写し

この他、申請書類をお持ちになった方の身分証（運転免許証など）が必要となります。

#### 【重要】申請書記入等にあたっての留意事項（必ずお読みください）

① 申請書の記入例（P12～13）をご参照ください。

また、希望施設の空き状況を必ずご確認ください。

※ 今回の2次募集に係る保育所等の空き状況はホームページの同じページに掲載しています。

なお、申請書の施設名欄の左側には、P9～11の保育所等一覧に掲載している2ケタの施設No.を必ず記入してください。（例：白土保育所の場合は「01」）

② 申請書の希望施設欄には、真に利用する意思のある保育所等を記入してください。

特に、転園の申込み（市内での保育所等の転園に限る）の場合、転園が決定した後に辞退されますと、在籍していた保育所等に発生した空き枠への選考結果に大きく影響します。

このため、転園が決定した後に辞退された場合、現在の在籍施設を退園していただくことがありますので、ご注意ください。

③ 利用申込みの書類提出後に、申請書に記入した内容等が変更になった場合は、必ず担当の保健福祉センターへご連絡ください。

また、利用申込みを辞退される場合も、担当の保健福祉センターへ必ずご連絡ください。

なお、保育所等の利用が決定した後に申請内容が変更となっていたことが発覚した場合、その内容によっては決定を取り消しますので、ご注意ください。

## 6. 利用調整の結果等

利用調整の結果は、令和5年3月上旬ごろまでにお知らせする予定です。

また、利用調整の結果は、決定等の内容に応じて次のとおりお知らせします。

調整結果	利用可能施設	お知らせするところ
利用可能	保育所（市立及び私立）	利用可能施設を所管する保健福祉センターから
	認定こども園、地域型保育事業	利用可能施設から
落選	—	第1希望の施設を所管する保健福祉センターから

なお、決定等となった施設を辞退する場合は、必ず担当の保健福祉センターへご連絡ください。

## 7. 保育料（利用者負担額）について

※ 以下に記載する年齢は4月1日現在です

保育認定児童のうち、3歳以上の児童に係る保育料は無料です。

また、3歳未満の児童に係る保育料は保護者（両親）の市町村民税額に応じて次の金額をご負担いただきます。

なお、各施設が定めている教材費や行事費、通園送迎費などの費用の有無や金額等については、各施設にご確認ください。

〈3歳未満の保育認定児童に係る月額保育料〉

世帯の階層区分		標準時間	短時間
生活保護世帯	A	0円	0円
市町村民税非課税	B	0円	0円
市町村民税均等割のみ課税	C	11,000円	10,500円
市町村民税所得割課税額	48,600円未満	D1	14,000円
	48,600円以上 65,000円未満	D2	21,000円
	65,000円以上 75,000円未満	D3	23,000円
	75,000円以上 85,000円未満	D4	25,000円
	85,000円以上 122,000円未満	D5	28,000円
	122,000円以上 131,000円未満	D6	33,000円
	131,000円以上 168,000円未満	D7	37,000円
	168,000円以上 213,000円未満	D8	42,000円
	213,000円以上 220,000円未満	D9	47,000円
	220,000円以上 353,000円未満	D10	54,000円
	353,000円以上	D11	57,000円

### ① 保育料算定の考え方

保育料は、保護者（両親）の市町村民税額により算定しますが、ひとり親家庭で、家計の中心となる方が同居の祖父母等である場合は、その方の市町村民税額により保育料を算定します。

また、未申告等により市町村民税額が確認出来ない場合、保育料が最高額となる場合がありますので、ご注意ください。

なお、保育料を算定する市町村民税額の課税時期は次のとおりです。

- 4月から8月までの保育料 → 前年度の課税額により算定
- 9月から3月までの保育料 → 当該年度の課税額により算定



## ② 保育料の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
保育所（市立及び私立）	いわき市	毎月 25 日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日） ※ 原則、口座振替をお願いしています。
認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設へお問い合わせください

## ③ 保育料の軽減措置

### ア. ひとり親世帯等の保育料

市町村民税所得割額 77,101 円未満のひとり親世帯や障がい者（※）のいる世帯の月額保育料

(1) 生計を一にする子どもが2名以上いる場合で、3歳未満の保育認定児童が子ども全体の2人目以降となる場合 → 0円

(2) 3歳未満の保育認定児童が1人目となる場合

世帯の階層区分			標準時間	短時間
市町村民税均等割のみ課税		C	5,000 円	4,750 円
市町村民税 所得割課税額	48,600 円未満	D 1	6,500 円	6,250 円
	48,600 円以上 77,101 円未満	D 2～4	9,000 円	9,000 円

※ 障がい者とは、次の a～e のいずれかに該当する場合です。

- a 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のいる世帯
- b 国民年金法に規定する障害基礎年金等の受給者のいる世帯
- c 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 2 条第 1 項に規定する障がい児のいる世帯
- d 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のいる世帯
- e 福島県療育手帳制度要綱第 3 に規定する療育手帳の交付を受けている者のいる世帯

### イ. 多子世帯の保育料（上記アに該当する児童を除く）

(1) 市町村民税額 57,700 円未満の世帯に生計を一にする子どもが2人以上いる場合で、3歳未満の保育認定児童が子ども全体の2人目以降となる場合 → 2人目は半額、3人目は無料

(2) 市町村民税額 57,700 円以上の世帯に生計を一にする子どもが、保育所など（※）を同時に2人以上利用している場合で、3歳未満の保育認定児童が保育所等を同時に利用している児童の最年長児から数えて2人目以降となる場合 → 2人目は半額、3人目は無料

※ 保育所など

保育所（認可外は除く）、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援



- (3) D2からD11までの階層に該当する世帯のうち、現に扶養している18歳未満の子どもが3人以上いる場合で、3歳未満の保育認定児童が18歳未満の子どもの3人目以降となる場合は、該当する階層の金額（2人目半額に該当する場合は半額後の金額）から下表の金額を軽減。

世帯の階層区分	軽減額
D2階層～D5階層	1/2の額を軽減
D6階層～D11階層	次の計算式によるいずれか高い額を軽減 a) 当該階層に対応する額に1/4を乗じた額 b) 当該世帯がD5階層に属する世帯とみなしそれに対応する額に1/2を乗じた額

#### ④ その他（保育料に関する注意事項）

- ◎ 保育所等の利用開始後に市町村民税額が修正申告等により変更となった場合、利用開始時にさかのぼって保育料を変更し、過不足額の調整を行うことがあります。  
また、市町村が行う市町村民税額の調査により、保育料が変更となることもあります。
- ◎ **離婚や再婚などにより家庭状況に変化があった場合、変更申請書の提出が必要になりますので、利用施設を所管する保健福祉センターへ必ずご連絡ください。**
- ◎ 住宅借入金等特別控除などの税額控除を受けている場合、控除前の課税額で保育料を算定します。
- ◎ 保育料の算定にあたって、「年少扶養控除のみなし適用」は行いません。

## 8. 給食（副食費等）について

保育所等における保育認定児童の給食（主食及び副食）に係る取扱いについては、次のとおりです。

年齢	区分	主食 (ごはんやパンなど)	副食 (おかずや牛乳、おやつなど)
3歳以上	提供	保護者負担（費用を徴収して保育所等で提供する施設もあります）	保育所等で提供
	費用		施設（設置者）が設定した金額を徴収
3歳未満	提供	保育所等で提供	
	費用	保育料に含まれる	

なお、1号（教育）認定に係る給食の取扱いについては、その提供の有無や金額が施設によって異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

#### ① 3歳以上の保育認定児童に係る副食費の納付方法等

利用施設	納付先	納付期限等
市立保育所	いわき市	毎月25日（土・日曜日及び祝日の場合は、その翌日以降最初の平日）※原則、口座振替をお願いしています。
私立保育所、認定こども園 地域型保育事業	利用施設	利用施設へお問い合わせください

## ② 副食費の免除対象者

1号認定児童及び3歳以上の保育認定児童（以下、2号認定）に係る副食費の免除対象者等の取扱いは次のとおりです。

認定区分	市民税所得割課税額	第1子、第2子	第3子以降
1号認定	77,101 円未満	免除	
	77,101 円以上	副食費あり	免除
2号認定	57,700 円未満	免除	
	57,700 円以上	副食費あり	免除

※1 「ひとり親家庭」及び「障がい者のいる家庭」における2号認定児童の場合は、1号認定の欄に記載されている市民税所得割課税額等の考え方が適用されます。

※2 第3子等の数え方は次のとおりです。

1号認定 → 小学3年生以下の範囲内で、上から第1子、第2子と数えます。

2号認定 → 小学校就学前以下の範囲内で、上から第1子、第2子と数えます。

※3 未申告等により市町村民税額が確認できない場合、市町村民税所得割課税額による免除が受けられなくなることがありますので、ご注意ください。

## 令和5年度 年齢等早見表

年齢	生年月日	
	和暦	西暦
0歳	令和4年4月2日～	2022年4月2日～
1歳	令和3年4月2日～令和4年4月1日	2021年4月2日～2022年4月1日
2歳	令和2年4月2日～令和3年4月1日	2020年4月2日～2021年4月1日
3歳	平成31年4月2日～令和2年4月1日	2019年4月2日～2020年4月1日
4歳	平成30年4月2日～平成31年4月1日	2018年4月2日～2019年4月1日
5歳	平成29年4月2日～平成30年4月1日	2017年4月2日～2018年4月1日

※ 申請書に記入する年齢の参考としてください。

## 令和5年度 保育所等一覧

【注意】申請書の施設ナンバー欄には、以下の施設No.を必ず記入してください。

	地区名	施設 No.	保育所等名	所在地	電話番号	定員	乳児 保育
市立 保 育 所	平	01	白土保育所	平字愛谷町一丁目4番地の1	22-6608	160	○
		02	あさひ保育園	平中神谷字北鳥沼 34 番地	34-2052	60	○
		03	豊間保育園	平薄磯字南作 62 番地	39-3101	50	○
		04	高久保育園	平下高久字清水 1 番地の4	34-2375	80	○
	小名浜	05	永崎保育所	永崎字川畑 217 番地の1	55-7244	80	○
		06	古湊保育所	小名浜字田ノ入 80 番地の1	92-3356	120	○
		07	本町保育所	小名浜字蛭川新川間 35 番地	92-3355	180	○
		08	渚保育所	小名浜字中原 2 番地の 23	92-3901	70	○
		09	鹿島保育所	鹿島町久保字山崎 4 番地	58-2637	75	
		10	滝尻保育所	泉町滝尻字高見坪 21 番地の 1	56-6232	80	○
		11	下川保育所	泉町下川字前ノ原 74 番地	56-6214	50	
		12	泉保育所	泉町三丁目 2 番地の 7	56-6213	110	○
		13	玉露保育所	泉玉露三丁目 13 番地の 5	96-6067	65	
		14	渡辺保育所	渡辺町田部字岸 8 番地	96-6044	60	○
	勿来 田人	15	錦保育所	錦町作鞍 4 番地	62-3053	100	○
		16	窪田保育所	勿来町窪田馬場 43 番地の 1	64-7259	70	
		17	菊田保育所	山田町東川原 13 番地	62-3052	70	
		18	山田保育所	山田町堀ノ内 104 番地の 3	62-3054	60	
		19	田人保育所	田人町黒田字一ノ倉 49 番地の 1	69-2301	60	
	常磐 遠野	20	常磐第一保育園	常磐湯本町栄田 71 番地の 1	42-3097	50	
		21	常磐第二保育園	常磐湯本町山ノ神 20 番地の 1	42-3243	80	○
		22	遠野保育所	遠野町上遠野字白幡 106 番地の 2	89-2525	70	
	内郷 好間 三和	23	宮保育所	内郷宮町金坂 152 番地の 1	26-3634	80	
		24	綴保育所	内郷綴町町之内 36 番地の 1	26-2530	120	○
		25	高坂保育所	内郷高坂町一丁目 75 番地の 2	26-2928	70	
		26	御厩保育所	内郷御厩町下宿 99 番地の 1	26-2004	55	
		27	三阪保育所	三和町中三坂字四座 48 番地	85-2029	50	
		28	三和保育所	三和町渡戸字宿頭 118 番地の 6	87-2001	60	
	四倉 久之浜大久	29	四倉保育所	四倉町字五丁目 8 番地の 8	32-2117	100	○
		30	久之浜保育所	大久町小久字連郷 89 番地の 1	82-2540	60	
	小川	31	小川保育所	小川町高萩字下川原 127 番地の 1	83-0404	80	

	地区名	施設 No.	保育所等名	所在地	電話番号	定員	乳児 保育
私立 保 育 所	平	32	たかつき保育所	平字六人町 26 番地の 30	25-4765	60	○
		33	むつみ保育所	平字東町 14 番地の 1	21-1682	90	○
		34	かべや保育園	平中神谷字寺前 28 番地	34-3033	120	○
		35	螢保育園	平山崎字熊ノ宮 42 番地の 1	34-7654	140	○
		36	来迎保育園	平下神谷字宿 38 番地	34-7717	140	○
		37	中央台保育園	中央台飯野一丁目 25 番地の 1	28-1171	280	○
		38	若葉台保育園	若葉台一丁目 24 番地の 3	29-6071	90	○
		39	小島保育園	内郷小島町作田 3 番地	26-3724	110	○
		40	梅香保育園	平字梅香町 3 番地の 8	23-4097	130	○
	小名浜	41	いわき・さくらんぼ保育園	鹿島町下蔵持字沢目 20 番地の 1	58-5616	110	○
		42	愛宕保育園	小名浜字鳥居北 55 番地の 3	92-2727	140	○
	勿来 田人	43	東田保育園	東田町一丁目 27 番地の 6	62-2989	120	○
		44	大倉保育園	錦町中迎二丁目 5 番地の 1	62-4306	120	○
		45	みそら保育園	勿来町酒井北ノ内 4 番地	65-7442	70	○
		46	金山保育園	金山町朝日台 9 番地の 2	63-9648	120	○
		47	植田保育園	佐糠町一丁目 4 番地の 1	62-3051	110	○
	常磐 遠野	48	船尾保育園	常磐下船尾町村山 5 番地の 1	44-6027	120	○
		49	さかえ保育園	常磐上湯長谷町扇田 74 番地	44-2875	360	○
		50	まことアソカ保育園	常磐湯本町宝海 133 番地の 7	44-2551	30	○
	内郷 好間 三和	51	白水のぞみ保育園	内郷白水町入山 10 番地の 18	26-1002	50	○
52		さくら保育園	好間町下好間字沼田 112 番地	36-5456	120	○	
53		好間保育所	好間町上好間字馬場前 19 番地の 3	36-2342	90	○	
四倉久之浜大久	54	三宝保育園	四倉町下仁井田字北追切 19 番地	32-3915	120	○	
認定 こ ど も 園	平	55	認定こども園りんごの木	平谷川瀬二丁目 15 番地の 15	25-4024	73	○
		56	九品寺こども園(総合教育・乳幼児コース)	平字九品寺町 3 番地の 2	22-1641	225	○
		57	九品寺こども園(インターナショナルコース)				○
		58	平幼稚園	明治団地 80 番地の 5	23-5375	90	○
		59	神谷こども園	平中神谷字南鳥沼 26 番地	34-2981	136	○
		60	さとがおかキナーガーデン	郷ヶ丘三丁目 18 番地の 3	28-2777	116	○
		61	はと保育園	平赤井字田中 43 番地	23-8210	150	○
		62	平第一幼稚園	平山崎字熊ノ宮 53 番地の 1	34-2453	216	○
	小名浜	63	あそびの森こども園	鹿島町船戸字堤 7 番地	58-3404	250	○
		64	わかぎ幼稚園	小名浜字下明神町 33 番地の 1	92-3807	132	○

	地区名	施設 No.	保育所等名	所在地	電話番号	定員	乳児 保育
認定 こども 園	小名浜	65	かしま幼稚園	鹿島町走熊字渡折 19 番地の 1	29-3303	189	
		66	泉幼稚園	泉町四丁目 5 番地の 3	56-6420	273	○
	勿来 田人	67	錦星こども園	錦町花ノ井 18 番地	88-1189	237	○
		68	なこそ幼稚園	勿来町窪田伊賀屋敷 58 番地の 2	64-7458	250	○
		69	リズムの丘こども園	勿来町関田北作 115 番地	64-7429	101	○
		70	あざみ野こども園	川部町赤坂 110 番地	78-0666	50	
	常磐遠野	71	松の実こども園	常磐松久須根町内田 1 番地の 1	29-2255	219	○
	内郷好間三和	72	寿幼稚園	好間町北好間字塊坪 10 番地の 3	36-2811	115	
	四倉久之浜大久	73	久之浜こども園	大久町小久字連郷 15 番地の 1	82-3127	99	○
地域 型 保 育 事 業	平	74	子供の部屋保育園	平字愛谷町二丁目 7 番地の 7	23-3731	19	○
		75	ひなた保育園	平字尼子町 2 番地の 9	25-5699	15	○
		76	くほんじひらくぼ保育園	平中平窪字杉内 27 番地の 2	24-0211	19	○
		77	はなまる保育園	平上荒川字林作 203 番地の 1	85-5870	10	○
		78	中央台東保育園	中央台高久二丁目 21 番地	88-7817	19	○
	小名浜	79	パラソエンジェル保育園	鹿島町久保字於振 2 番地の 6	84-8318	19	○
		80	ベビーハウスわたなべ	鹿島町船戸字林下 16 番地の 12	58-5197	5	○
		81	くるみ保育園	小名浜岡小名字広畑 55 番地の 3	52-0505	19	○
		82	アカシヤ保育園	小名浜大原小滝町 19 番地の 7	51-6103	19	○
		83	もえぎ保育園	泉もえぎ台三丁目 3 番地の 13	68-8357	19	○
		84	たねまき第二保育園	小名浜諏訪町 5 番地の 16	090-6229-3715	17	○
	勿来田人	85	子供の部屋第二保育園	植田町西荒田 20 番地の 1	85-0031	19	○
		86	おおくらランチ ATATAME 保育園	錦町中迎一丁目 11 番地の 7	38-8103	19	○
	常磐 遠野	87	ゆしまや保育園	常磐松が台 102 番地	81-2525	90	○
		88	たねまき保育園	常磐上湯長谷町五反田 56 番地の 26	080-5558-3715	10	○
89		ゆもと保育園	常磐下湯長谷町一町田 31 番地の 3	38-4602	18	○	
内郷好間三和	90	もえぎの森保育園	内郷綴町榎下 63 番地の 1	85-5680	12	○	
小川	91	芽ぶきの原保育園	小川町上小川字後原 84 番地	83-1284	5	○	

※1 土曜日が午前中のみ保育所等・・・No.1、6、7、12、15以外の公立保育所

※2 No.4の高久保育園は令和5年4月から供用開始の予定です。(現在改築中)

また、掲載している施設名は仮称で、電話番号は現在合同保育中の高久・夏井保育園のものです。

※3 No.56、57の九品寺こども園は、2歳児から総合教育コースかインターナショナルコースのどちらかを選択するようになります。(詳しくは園にお問い合わせください)

※4 No.77、79、87は施設設置者の従業員の子どもと、それ以外の子どもが利用できる施設(事業所内保育)です。

※5 この他、各保育所等の概要は、市のホームページに掲載している

「保育所・幼稚園等ガイドブック」をご参照ください。

QRコード ⇒





申請書記入例  
(2・3号の場合)

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育施設等利用申請書

令和●●年●●月●●日

私は、「利用料算定のための保護者と異なる場合の支給認定等の取消し」に係る所得額の確認」記載内容が事実

- ・記入漏れがないように注意してください
- ・各項目は黒ボールペンでハッキリと記入してください
- ・該当する口にはチェックをつけてください

申請保護者	氏名	氏名	フリガナ	氏名	フリガナ	連絡先1	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 自宅	●●●-●●●●-●●●●			
	氏名	子育	太郎	フリガナ	コソダテ	太郎	連絡先2	<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 自宅	●●●-●●●●-●●●●		
	住所	住民登録地		いわき市平字梅本21番地		出生予定のお子さんの場合、氏名欄を「名字+予定」とし、生年月日欄は出生予定日または空欄としてください。					
申請児童	性別	男	続柄	子	障害者手帳	<input type="checkbox"/>	保育士等の加配	<input type="checkbox"/> 希望する	現在の在籍施設 (2・3号認定の場合)	2ヶタの施設ナンバーと施設名を記載	
	マイナンバー (12ケタ)	●●●●●●●●●●●●		住民登録地等 (申請保護者と異なる場合に記載)	<input type="checkbox"/> 住民登録地 <input type="checkbox"/> 居住	施設名を記入する場合は、保育所等利用案内P9~11に掲載している「保育所等一覧」の施設No. (2ヶタ)を必ず記入してください。					
	1 保育士等の加配を希望する場合は、お早めに担当の地区保健福祉センターにご相談ください。										
	※ 施設の利用開始希望月が、1月~8月の場合は「その前年の1月1日現在」、9月~12月の場合は「その年の1月1日現在」										

認定を受けようとする区分		希望する施設名(2・3号の場合は2ヶタの施設ナンバーを必ず記載)				2・3号のみチェック	
<input type="checkbox"/> 1号(教育)認定	満3歳以上	兄弟と申請児童が同時に在籍する場合はチェック				第1~第5希望の設に落選した場合は待機を希望する	
<input type="checkbox"/> 2号(保育)認定	(4.1現在)3歳以上	第1希望	●●	×××保育所	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済 <input type="checkbox"/> きょうだい利用中	□現在きょうだいが待機をしている	
		第2希望	●●	×××保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済 <input type="checkbox"/> きょうだい利用中		
		第3希望	●●	×××こども園	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済 <input type="checkbox"/> きょうだい利用中		
<input checked="" type="checkbox"/> 3号(保育)認定	(4.1現在)3歳未満	第4希望	●●	×××保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 見学済 <input type="checkbox"/> きょうだい利用中	待機の有効期間は利用開始希望日が属する年度内に限る	
きょうだい同時申込みの場合は必ずチェック。なお、「別々の施設でもよいが同じ月から利用」から右のいずれかにチェックした場合でも、「同じ施設を同じ月から利用」が可能な場合はこちらが優先されます。							
2・3号のみチェック	<input checked="" type="checkbox"/> きょうだいで同じ施設を同じ月から利用	<input type="checkbox"/> きょうだいが別々の施設でもよいが同じ月から利用	<input type="checkbox"/> きょうだいが別々の月でもよいが同じ施設を利用	<input type="checkbox"/> きょうだいが別々の施設かつ別々の月の利用でもよい			

施設の利用希望期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで	現在2・3号で転園を希望する場合はチェック	<input type="checkbox"/> 転園
-----------	-------------------------	-----------------------	-----------------------------

保育が必要な事由によっては、希望通りの期間にならない場合があります。

申請児童の同居家族等	氏名 (上記申請児童は記載不要)	続柄	生年月日 (和暦)	(12ケタ) ※2	勤務先や学校(学年)、幼稚園、保育所等の名称 ※施設の利用開始時点の状況	障害者手帳	住民登録地	
		子育 太郎	父	H4.1.11	●●●●●●●●●●●●	×××建設	<input type="checkbox"/> 有	□別
	子育 花子	母	H5.8.17	●●●●●●●●●●●●	×××保険	<input type="checkbox"/> 有	□別	
	子育 一郎	兄	H28.5.25		×××小学校(1年)	<input type="checkbox"/> 有	□別	
	子育 一子	妹	R4.6.6		×××保育所(同時申込み)	<input type="checkbox"/> 有	□別	
※1	施設の利用開始時点の状況(申込み時点ではありません)を必ず記入してください。						<input type="checkbox"/> 有	□別
生活保護法の適用			<input type="checkbox"/> 有( 年 月 日から)					
ひとり親家庭及びそれに類する状況にある場合の理由			<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 離婚協議中 <input type="checkbox"/> その他( )					

※1 住民票の状況(世帯分離等)に関らず、児童の祖父母以外の同居者や生計同一者(単身赴任中の父母等を含む)をすべて記載してください。また、児童の祖父母の状況を、裏面に必ず記載してください。  
 ※2 就学していない19歳未満の子(1ケタ)を記載する必要はありません。ただし、申請時点で市外に住民登録がある方は記載してください。  
 ◎現在、または1月1日現在の住民登録地が、独自の住民税の減免が行われている市町村(双葉郡双葉町、大熊町など)である方は、次の利用開始希望月に応じて当該市町村が発行する住民税が確認できる書類を提出してください。  
 【利用開始希望月】 1~8月=前年の税額が確認できる書類 9~12月=その年の税額が確認できる書類



申請児童の祖父母の状況	区分	氏名	生年月日 (和暦)	勤務先 ※就学している場合は必ず記載	児童世帯との生計	居住地	障害者手帳	
	父方	祖父	「死別」や「離別」されている方は記入不要です			<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 隣地等 <input type="checkbox"/> 同一敷地 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有
		祖母	子育 うみ	S35.8.8		<input checked="" type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 別	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 隣地等 <input type="checkbox"/> 同一敷地 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有
	母方	祖父	磐城 やま	S39.7.7	×××商事	<input type="checkbox"/> 同一 <input checked="" type="checkbox"/> 別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 隣地等 <input checked="" type="checkbox"/> 同一敷地 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有
祖母					<input type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 別	<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 隣地等 <input type="checkbox"/> 同一敷地 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 有	

保育が必要な事由によっては、希望通りの時間区分にならない場合があります。

以下は、2・3号のみ記載

希望	申請書に添付する各種証明書類の内容と合致させてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間(1日11時間まで)	<input type="checkbox"/> 保育短時間(1日8時間まで)
----	------------------------------	--	---

		保護者の状況(施設の利用開始時点の状況)	
保護者の続柄		<input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他( )
保育が必要な理由		<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> その他( )	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 育休 <input type="checkbox"/> その他( )
具体的な状況	就労	雇用等の形態	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤 <input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 内職
		勤務地	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅外(住所:小名浜花畑町15-1 ) <input type="checkbox"/> 自宅
		通勤時間(寄り道なし)	1日当たり 行き(35)分 帰り(25)分 合計(60)分
	勤務時間(休憩含む)	固定の場合	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 時 分 ~ 時 分 1日当たりの平均勤務時間 時間 1週間当たりの合計勤務時間 時間
		変則の場合	① <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 9時00分 ~ 18時00分 ② <input type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 10時00分 ~ 19時00分 ③ <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 時 分 ~ 時 分 1日当たりの平均勤務時間 9時間 1週間当たりの合計勤務時間 45時間
	休業中の場合	<input type="checkbox"/> 産休 <input type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> 介護休暇 <input type="checkbox"/> 育休 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 ※産休の場合は「妊娠・出産」、病休の場合は「疾病・障がい」、介護休暇の場合は「介護・看護」の欄も記載	
	妊娠・出産	出産予定日 年 月 日 出産後 <input type="checkbox"/> 産休 <input type="checkbox"/> 育休	
	疾病・障がい	疾病の名称	
		入院期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		通院	1週間に 回(1回平均 時間)
介護・看護	障がい	<input type="checkbox"/> 身障手帳( 級) <input type="checkbox"/> 精神保健手帳( 級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A・B)	
	対象者の氏名	(当該保護者との続柄: )	
	介護等の場所等	<input type="checkbox"/> 対象者の自宅(同居 <input type="checkbox"/> 別居) (別居の場合の住所: ) <input type="checkbox"/> 病院等(病院等の名称: )	
	所要時間等	年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 介護等を行う者の移動時間 1日当たり往復 分 介護等に要する1日当たりの平均時間 時間 介護等に要する1週間当たりの合計時間 時間	
求職活動等	<input type="checkbox"/> 求職活動中 <input type="checkbox"/> 起業準備中 前職がある場合の離職日 年 月 日		
就学	学校等の名称等	名称( ) 住所( )	
	期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
	所要時間等	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 通学時間 1日当たり往復 分 就学時間 1日当たりの平均(休憩含む) 時間 1週間当たりの合計(休憩含む) 時間	
その他			

● 保育所等を利用している方が利用できるサービス

休日保育

普段、保育所等を利用している子どもについて、保護者の就労等により日曜日や祝日に家庭で子どもを保育することができない場合に利用できるものです。

なお、利用にあたっては定員がありますので、希望する日の利用ができないことがあります。

詳しくは次の申込先にお問い合わせください。

実施施設	施設種別	申込先
綴保育所	市立保育所	内郷・好間・三和地区保健福祉センター
いわき・さくらんぼ保育園、大倉保育園	私立保育所	各施設

● 保育所等を利用していない方が利用できるサービス

一時預かり事業

普段、保育所等を利用していない子どもについて、保護者の週数日のパート就労等により家庭での保育が困難である場合や、冠婚葬祭等により一時的に家庭での保育ができない場合に利用できるものです。

なお、利用にあたっては定員がありますので、希望する日の利用ができないことがあります。

詳しくは次の申込先にお問い合わせください。

実施施設	施設種別	申込先
渚保育所	市立保育所	小名浜地区保健福祉センター
高坂保育所		内郷・好間・三和地区保健福祉センター
中央台保育園、若葉台保育園、 いわき・さくらんぼ保育園、愛宕保育園、 大倉保育園、さかえ保育園	私立保育所	各施設
あそびの森こども園、錦星こども園	認定こども園	

● いわきネウボラ おやC○C○窓口

妊娠中や子育て中の方など、いわき市での子育てを考えている方へ、家庭の状況に応じた施設やサービスなどを各地区保健福祉センターの「子育てコンシェルジュ」がご案内します。

地区保健福祉センター名	連絡先
平	TEL 22-7457 (直通)
小名浜	TEL 54-2111 (代表) 内線5175
勿来・田人	TEL 63-2111 (代表) 内線5360
常磐・遠野	TEL 43-2111 (代表) 内線5575
内郷・好間・三和	TEL 27-8691 (直通)
四倉・久之浜大久	TEL 32-2114 (直通)
小川・川前	TEL 83-1329 (直通)